

# 徳島県立農林水産総合技術支援センターの水産関係の 施設及び機械器具の使用並びに水産加工の試験及び 分析に関する実施要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成16年徳島県条例第69号、以下「条例」という。）第3条第7項に定める水産関係の施設及び機械器具の使用並びに水産加工食品の試験及び分析の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (施設等の利用申請手続)

第2条 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（以下「規則」という。）第7条の規定により利用許可申請書を徳島県立農林水産総合技術支援センター所長（以下「所長」という。）に提出した者は、施設等の利用許可書（様式第1号）により許可を受けなければならない。

## (利用許可の取消し等)

第3条 条例第7条の許可は、条例第9条の他に次の各号の1に該当するときに、所長は許可の取消し、利用の中止又は利用方法を改めるよう命ずることができる。

- (1) 施設の備品及び機械器具を他人に利用させ、又は許可なくセンターの外に持出さないこと。
- (2) 機械器具の取扱は、正しい使用方法に従って丁寧に行うこと。
- (3) 使用方法について不明の点があるときは、関係職員の指示又は指導を受けること。
- (4) 機械器具をその目的以外に使用しないこと。
- (5) 使用を終了したときは後かたづけと清掃を行い、関係職員の点検を受けること。
- (6) 利用者の過失又は故意により施設等を破損したときは、速やかに関係職員と協議し、使用者の責任で従前の状態に戻すこと。
- (7) その他所長又は関係職員の指示に従うこと。

## (試験等の依頼手続)

第4条 規則第8条の規定により試験等を依頼した者は、試験等承諾書（様式第2号）により承諾を受けなければならない。

- 2 当初の試験に追加して試験等を依頼するときは、それぞれ依頼書を所長に提出し、承諾を受けなければならない。

## (成績書の交付)

第5条 前条の規定により依頼された試験等については、成績書（様式第3号）を依頼者に交付する。なお、依頼者が要望しない場合は交付を省略する事ができる。

- 2 前条2項の規定による試験等については、結果を併せた成績書を交付する事ができる。

(試料の返還)

第6条 試験が終了したときは、試料は原則として現状のままで返還する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に所長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

## 利用許可書

利用第 号  
年 月 日

様

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長

年 月 日付けで申請のあった施設等の利用については、次のとおり許可します。

利用の目的		利用予定人員	人
利用しようとする施設 又は機械器具	利用の日時	使用料の額	
	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分		円
	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分		円
備考		計	円
許可条件	1 施設の備品及び機械器具を他人に利用させ、又は許可なくセンターの外に持出さないこと。 2 機械器具の取扱は、正しい使用方法に従って丁寧に行うこと。 3 使用方法について不明の点があるときは、関係職員の指示又は指導を受けること。 4 機械器具をその目的以外に使用しないこと。 5 使用を終了したときは後かたづけと清掃を行い、関係職員の点検を受けること。 6 利用者の過失又は故意により設備又は備品を破損したときは速やかに関係職員と協議し、 使用者の責任で従前の状態に戻すこと。 7 その他所長又は関係職員の指示に従うこと。		

# 試験等承諾書

依頼第 号  
年 月 日

様

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長

年 月 日付で依頼のあった試験等について、次のとおり承諾します。

依頼品	品名		数量		
	規格又は仕様				
依頼の内容			手数料の額		
区分	数量				
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
備考				計	円

# 成績書

依頼第 号  
年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長

依頼のあった試験等の成績は次のとおりです。

依頼日	年 月 日	区分	
依頼者	住所		
	氏名		
依頼品	品名・数量		
	規格・仕様等		
試験・分析方法			
試験等の結果			
担当者		電話番号	